

超ホーダイ onCATV サービス利用規約

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 株式会社アイ・シー・シー（以下、「当社」という）は、当社が定める超ホーダイ onCATV サービス利用規約（以下「本規約」といいます）、および超ホーダイ onCATV サービス別紙(以下、「別紙」という)を定め、これにより超ホーダイ onCATV サービス（以下、「本サービス」という）を提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第3条 本契約者は、当社インターネット接続サービス契約者と同一の者に限ります。
2 本サービスは、法人名義でのインターネット接続サービス契約者への提供は行いません。

(提供区域)

第4条 本サービスの提供区域は、本契約者が利用しているインターネット接続サービスの業務区域においてのみに提供します。

第3章 利用契約

(申込み方法)

第5条 本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂くものとします。

(申込みの承諾)

第6条 当社は、本契約の申込みがあったときは、これを承諾します。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が月額利用料金等、当社のその他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 申込者が、本規約に違反するおそれがあるとき。
- (3) 申込者が、申込内容に虚偽の記載をしたとき。
- (4) サービスの提供が著しく困難であるとき。
- (5) その他、利用契約締結が不適当である場合。

(本サービスの利用開始日)

第7条 当社は、前条の規定に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。ただし、インターネット接続サービス契約の申込みと同時に本契約の申込みがあった場合は、当該インターネット接続サービス契約に係るインターネット接続サービスの利用開始日から本サービスを提供します。

(契約内容の変更)

第8条 契約者は、本サービスにおける契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求の承諾については、第6条（申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(権利譲渡の禁止)

第9条 本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(本契約者の地位の承継)

第10条 相続により本契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。

- 2 前項の届出がないときは、当社はインターネット接続サービスの地位承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

(本契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 本契約者は、その氏名、名称、住所もしくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の規定による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所もしくは居所又は請

求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなす。

第4章 禁止行為

(営業活動の禁止)

第12条 本契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用することを禁止します。

第5章 利用中止等

(利用中止等)

第13条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 自然災害、テロ行為、その他の非常事態が発生したとき。
- (4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止した場合であっても、当社は本契約者及び第三者に対しても、一切の責任を負いません。

(利用停止)

第14条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払いがないとき。
 - (2) 当社と契約を締結している又は締結していた、その他の債務について、支払期日を経過しても支払いがないとき。
 - (3) 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
 - (4) 本規約に反する行為がであって、本サービス又はインターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (5) 当社に損害を与えたとき。また与える恐れがあると、当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止した場合であっても、当社は本契約者及び第三者に対しても、一切の責任を負いません。

(本サービス提供の終了)

第15条 当社は、本契約者に対し事前に通知のうえ、本サービス提供を終了することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本契約者が行う契約解除)

第16条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う契約解除)

第17条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することがあります。

- (1) 本規約に違反する行為を行った場合。
- (2) 債務の支払いを怠った場合。
- (3) 当社に損害を与えたとき。また与える恐れがあると、当社が判断した場合。
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明した場合。

第6章 料金

(料金)

第18条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙（料金表）に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第19条 本契約者は、別紙（料金表）に定める月額利用料（以下「利用料等」といいます）の支払を要します。

- 2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービスの契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
- 3 利用停止があったときは、本契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 4 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について

返金しないものとします。

(割増金)

第 20 条 本契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 21 条 本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(端数処理)

第 22 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 7 章 損害賠償

(免責事項)

第 23 条 本契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、本契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

2 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。

（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます）

第 8 章 個人情報の取扱い

(個人情報に対する当社の基本的姿勢)

第 24 条 当社は、加入者から取得した個人情報について、個人情報保護に関する法律および国が定める指針その他の規範等に基づくほか、当社が定める「個人情報保護方針」および「加入者個人情報の取り扱い」の規定に基づき、保護し、適切な取り扱いを行います。

2 当社は、「個人情報保護方針」を公表し、当規約はこれに準ずるものとします。

<個人情報に関する苦情・問い合わせ先>

株式会社アイ・シー・シー

PMS 管理員会 PMS 管理者 宛

電話 0120-993-138、0586-26-2761 FAX 0586-26-2762

第 9 章 雑則

(利用に係る本契約者の義務)

第 25 条 本契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、本契約者が次の条件を満たしている場合であっても、本契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (4) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (5) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

2 本契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

(法令に定める事項)

第 26 条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(国内法への準拠)

第 27 条 本規約は日本国の国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切の紛争等については名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

(協議事項)

第 28 条 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社と本契約者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

規約の施行日および改正日

- (1) 2017 年 7 月 1 日施行
- (2) 2021 年 4 月 1 日改正

超ホーダイ onCATV サービス

別紙

(ソフト提供元)

ソースネクスト株式会社

(ソフト提供元利用規約等)

ソースネクスト株式会社が提示する利用規約等の同意が必要となります。

(料金表)

月額利用料 550 円 (税込価格)

(本ソフトの動作環境)

最新の動作環境は、当社ホームページでご確認下さい。

<https://www.icc-media.co.jp/>